

令和 7 年度 桑折町農作業標準賃金表

令和7年度農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、この標準額にご協力願います。

桑 折 町 農 業 委 員 会

作 業 区 分		単 位	賃 金	摘 要	
臨 時 雇	一 般 作 業	1 日 当 り	7,680 円	1時間当り 960 円 柿加工作業全般含む	
	草 刈 作 業	1時間当り	1,400 円	機械、燃料代含む	
	果樹作業	せ ん 定	1 時間当り	1,400 円	
		摘 花 果	1 日 当 り	7,680 円	
		袋 か け	1 日 当 り	7,680 円	
		果 樹 の 薬 剤 散 布	100 ℓ 当り	1,400 円	薬剤は委託者持ち
請 負	畑作業	畑 耕 起	10a 当り	7,100 円	以未 内整と理 地区す。及び 形状条件等 による割増 は、3割増
	水田作業	水田耕起(ロータリー)	10a 当り	7,100 円	
		代 か き	10a 当り	7,400 円	
		田植機による田植	10a 当り	7,700 円	
		コ ン バ イ ン	10a 当り	32,000 円	
		も み す り	60 kg当り	1,000 円	
		乾 燥 ・ 調 整	60 kg当り	2,000 円	

- 臨時雇 1 日当り、8 時間を基準とします。
- 作業能力(年齢・経験など)を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
- 請負作業賃金には、消費税は含まれておりません。
- 令和 6 年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた作業賃金が、最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えてください。
- この標準額は、令和 7 年 4 月 1 日より令和 8 年 3 月 31 日まで適用となりますので、目安としてご利用ください。